

静岡県国民健康保険団体連合会 第1期中期経営計画

【計画期間：平成28年度～平成30年度】

静岡県国民健康保険団体連合会

1 意義

静岡県国民健康保険団体連合会(以下「本会」という。)は、保険者の共同体として国保診療報酬の審査支払業務の受託等により、保険者機能を分担し、さらに医療機関の経営安定に寄与することなどで医療保険制度の一翼を担ってきた。

近年、国民健康保険を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進展や医療の高度化に伴う医療費の増大、さらに国保の構造問題により、財政はじめ業務運営全般にわたり極めて厳しいものとなっている。

こうした中、平成27年5月、約半世紀ぶりといわれる国保制度の大改革として、平成30年度から都道府県が国保運営に参画するというターニングポイントを迎えることとなった。

一方、平成26年6月、医療介護総合確保法等の施行に伴う医療と介護の一体改革もスタートし、平成30年度の制度改定に向けた取組みが本格化している。

また、政府の「骨太方針2015」では、医療費適正化に向けた改革のひとつとして「審査支払機関の事務費・業務のあり方」が示され本会組織の一層の自助努力が求められている。

こうした、事業運営に大きな影響を与える制度変更等については、全ての取組みが平成30年度を目標に急ピッチで進められていることから、本会の経営基盤をより確かなものにするため、平成28～30年度までの中期経営計画を策定し、職員が一丸となって、この計画を実現することで、保険者の信頼と負託に応えていく。

2 経営理念

本会の活動を通じて、医療保険制度の円滑な運営に貢献する。

3 経営ビジョン

◎保険者に良質なサービスを提供することで、保険者満足度100%を目指す。

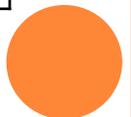
◎安心、安定、安価（AAA）をモットーに事業を運営して、組織の発展を図る。



4 経営環境

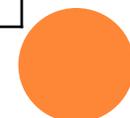
(1) 外部環境

社会環境	<ul style="list-style-type: none">・世界に類を見ない高齢化の進展と人口構造の変化（表-1）に伴い、医療費等の試算では、2025年に大幅な増加が見込まれる。 医療給付費では、約1.5倍、介護給付費では、約2.4倍となっている。（表-2）
制度環境	<ul style="list-style-type: none">・社会保障改革プログラム法（平成25年12月成立）で、医療・介護・年金の分野で平成26～29年度の間改革着手（表-3） ⇒ 国保法関連 平成30年度から都道府県が国保保険者に参加・「骨太の方針2015（平成27年6月）」 ⇒ 「保険者努力支援制度」による<u>保険者インセンティブ</u>※ ※後発医薬品の使用、特定健診等実施率の向上、収納率の向上
競争環境	<ul style="list-style-type: none">・平成19年：健康保険法等の改正 保険者は連合会、支払基金のいずれに対しても審査・支払業務を委託できることとなる。・平成23年：国の決算行政委員会審議 「審査支払機関の統合」を速やかに検討するよう決議・平成24年：同委員会追加決議 「競争原理が働かない障壁を除く努力を求める」・「骨太の方針2015」 医療費適正化に向けて「審査支払機関の事務費・業務のあり方」に言及
その他環境	<ul style="list-style-type: none">・「骨太の方針2015」 国の成長戦略を担う施策として、セキュリティを確保した上で、ICT利活用の徹底や変革の時代に対応した人材力の強化などの諸施策が示される。



(2) 内部環境

<p>強み (長所)</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 設立当初から診療報酬の審査支払業務、保険者事務の共同処理等を受託しており、保険者からの信頼は厚い。・ 平成12年度から、介護保険関係業務を受託・ 平成19年度から、障害者自立（総合）支援関係業務・ 平成20年度から、後期高齢者医療関係業務及び特定健診・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）関係業務を受託 <p>こうした自治体業務の受託を通じ、幅広い保険者ニーズに的確に対応する電算システムの構築等がなされ本会の財産となっている。</p>
<p>弱み (課題)</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 本会は、設立からこれまで公法人として、長期間、他機関との競争にさらされない状況で運営されてきたため、想定される受託業務への民間参入など、競争環境への対応能力が不足している。・ 医療保険制度の変更が相次ぐ中で、保険者サービスが拡大しているため、これらに対応するシステムの導入経費や体制が脆弱である。



5 経営目標

3年間の事業活動における収入額と支出額の均衡を図ることを目標とする。

このため、本会の事務経費については、更なる見直しを進めて削減を図る。

一方、現行の受託業務については、仕事の質を向上させつつ業務範囲を維持する。

さらに、本計画期間中の制度改正における新たな業務について、受託できるよう取り組む。

6 目標収支計画

負担金を主な財源とする会務運営の基本となる一般会計、手数料を徴する業務系主要3会計（国保業務勘定、後期業務勘定、介護業務勘定）の平成28～30年度の収支見通しを明らかにして、適正な手数料・負担金、積立資産の活用など財政運営の透明性を確保していく。



目標収支計画（平成28～30年度）

（単位：百万円）

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
① 会費収入	97	95	95
② 事業収入	2,679	2,696	2,710
③ 補助金等その他収入 ※1	4,516	3,421	3,479
④ 他会計からの繰入金収入	923	985	644
⑤ 負担金収入 ※2	101,097	100,274	1,100
⑥ 診療報酬等受入金	1,018,514	1,026,640	1,076,676
事業活動収入計	1,127,826	1,134,111	1,084,704
2 事業活動支出			
① 事業費支出	105,209	104,736	2,859
② 管理費支出	378	401	372
③ 他会計への繰入金支出	923	985	644
④ 診療報酬等支出	1,022,018	1,029,024	1,081,186
事業活動支出計	1,128,528	1,135,146	1,085,061
事業活動収支差額	▲ 702	▲ 1,035	▲ 357
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
① 特定資産取崩収入 ※3	1,476	1,229	720
② 固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計	1,476	1,229	720
2 投資活動支出			
① 特定資産取得支出	551	428	428
② 固定資産取得支出	461	0	0
投資活動支出計	1,012	428	428
投資活動収支差額	464	801	292
III 財務活動収支の部	0	0	0
IV 予備費支出	22	10	9
当期収支差額	▲ 260	▲ 244	▲ 74
前期収支繰越差額	260	244	74
次期繰越収支差額	0	0	0

※1 指定公費に係る補助金：H29年度・H30年度△3億円（終了）

※2 保険財政・高額共同事業はH29で終了、事業規模1,004億円

※3 【事業積立 3.2億円／毎年、次期システム分担金1.6億円/28-29】 【財調基金:手数料の10%/毎年】

【減価償却引当資産:次期国保導入3億円/28】 【電算システム積立、退職引当資産】

7 経営目標の達成に向けた重点項目

(1) 医療費の適正化

本会の主要業務である診療報酬審査については、「平成28年度取組目標」として査定率は、全国平均値以上、査定点数1,000万点（月平均）を設定し取り組んでいる。

この目標を達成し、さらに審査成績の向上を目指す。

① 審査体制の充実

ア 審査事務共助や重点審査の充実

イ 審査委員会との連携強化

② 審査システムの改善・拡充

ア 効果的なシステムチェックの調査・拡充

イ 医調突合審査の拡充

ウ 入院中他機関受診点検等の維持

(2) 保険者支援の強化

保険者に幅広い支援メニューを提示し、その受託業務を通じて保険者サービスの向上を図るため以下の施策に取り組む。

① 第三者行為求償事務の充実

ア 保険者のスキルアップ支援と介護保険関係の掘り起し

② ヘルスサポート事業の円滑な実施の支援

ア 保険者のデータヘルス計画策定を支援

イ 医療分析システムの運用と保険者の活用支援

③ 特定健診・保健指導の実施率向上の支援

ア 特定健診・保健指導の事務効率化

④ 介護給付費適正化対策

ア 介護給付適正化推進を目的とした保険者巡回援助

⑤ 保険者ニーズへの対応及び掘り起し

ア 二次点検の体制構築

イ 保険者における新たなニーズへの対応

⑥ 国保総合システムの安定稼働

ア 次期国保総合システムの導入準備及び安定運用

⑦ 国保医療費の適正化事業

ア 効果的な広報事業の実施

イ 共同処理事業や柔整療養費等の支援業務の充実



(3) 制度改革に向けた取組み

今後予定される国保制度改革はじめ医療保険に関連する制度変更での都道府県と市町村間の連携が円滑に進むよう次の施策に取り組む。

- ① 国保の広域的業務への対応
 - ア 国保保険者標準事務処理システム導入への対応
 - イ 都道府県が行う給付点検への対応
- ② マイナンバー制度への対応
 - ア 標準システム等における対応

(4) 健全な財政運営

国保制度の半世紀ぶりの改革等が進む中で、本会事業についても前例にとらわれることなく、事務効率や費用対効果の観点から、各事業の見直しを定期的に行う。

また、本会は、審査件数等の規模において、全国的に見てもより効率的な経費でシステム運用が可能となることや不断の経費削減に努めてきたことで、安価な手数料単価を実現してきた。

しかし、平成26年10月の厚生労働省通知で、手数料の実費弁償方式や財務上の積立金基準が示されたことから国の通知に沿った財政運営に努めていく。

- ① スリムでバランスのとれた財政運営を目指す
 - ア 本会事業の再評価による見直し
 - イ 財務会計システムの改善
- ② 手数料見直しと基金の運用計画
 - ア 実費弁償方式による手数料単価の見直し
 - イ 基金の運用計画
- ③ 事務処理の省力化
 - ア 債権譲渡等の管理事務の省力化



(5) 組織体制と職員数の適正な管理

本会の職員数は、平成25年度179名から平成27年度180名となっている。

この間、業務の増加については、組織体制の見直し及び効率化で対応してきた。

今後、医科、歯科、調剤等の審査業務における費用対効果などをさらに調査・分析して、最適な組織配置を進めることで、職員数の増加を抑制して、事業効果を挙げていく。

また、幹部職員については、内部研修などを通じて、職員のモチベーション維持や将来の組織運営についての意識付けを浸透させていく。

① 組織の再編と職員の適正管理等

ア 制度変更等に対応した柔軟な組織再編

イ ワーク・ライフ・バランスの充実

② 職員の資質向上と人材育成

ア 人材育成のため関係団体へ職員を派遣

イ 幹部による事業進捗目標の策定と評価

(6) 安全・危機管理体制の確立

平成27年度に発生した日本年金機構における個人情報漏えい等、政府をはじめ関係機関に対して情報セキュリティへの一段の取組強化が求められている中、本会としても職員研修や監視体制の整備などソフト・ハード両面から対策に取り組んでいく。

また、東日本大震災のような巨大災害や自然災害に対して、事業継続に向けた取組等も日頃から取り組んでいく。

① 情報システムのセキュリティ対策

ア システム等のセキュリティ対策

② BCP基本方針に沿った対策

ア BCP計画の不断な見直し



8 計画の評価

本計画の実施状況報告及び評価を次のとおり行う。

(1) 実施状況報告

各年度の第2回国保地域連絡会等正副会長会において報告を行う。

(2) 評価

本会に設置する「経営計画評価委員会」（別紙）において評価を行う。

評価の結果、見直しが必要な部分があれば計画を変更し、その内容は正副会長会等で報告する。



(別紙)

静岡県国民健康保険団体連合会経営計画評価委員会要綱

(目的)

第1条 本会中期経営計画に定める「静岡県国民健康保険団体連合会経営計画評価委員会」(以下、「評価委員会」という。)は、この要綱に基づき運営するものとする。

(評価委員)

第2条 評価委員会は、次の者をもって構成する。

本会	常務理事
本会監事	本会監事2名
	会員外監事1名

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。

(活動)

第3条 評価委員会は、毎年度の決算監査が終了後、第1回理事会開催までの間に開催する。

(内容)

第4条 評価委員会は、本会事務局から経営計画に掲げる主要業務の進捗状況報告を受けて、それぞれの評価及び経営計画への助言を行うものとする。

